

広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島県手数料条例施行規則（平成十二年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の徴収時期） 第二条（略） 一 条例別表政治資金 規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下この項において「法」という。）の項及び政党助成法（平成六年法律第五号。以下この項において「法」という。）の項に規定するそれぞれの手数料 (略)	（手数料の徴収時期） 第二条（略） 一 条例別表政治資金 規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下この項において「法」という。）の項に規定するそれぞれの手数料 (略)

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。